特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽幌町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約を 含めることで万全を期している。

評価実施機関名

北海道羽幌町長

公表日

令和3年12月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称 予防接種に関する事務						
	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収及び予防接種情報の管理等に関する事務を行う。 羽幌町は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下					
②事務の概要	の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握、勧奨に関する事務 ②予防接種の記録に関する事務 ③予防接種の費用徴収に関する事務 ④各給付の支給に関する事務					
	⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。					
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)					
2. 特定個人情報ファイル名	Ä					
予防接種情報ファイル						
3. 個人番号の利用						

法令上の根拠

・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項

- ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記
- 録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 「 実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、16の3項、115の2項
	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、17項、18項、19項、115の2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	羽幌町健康支援課
②所属長の役職名	健康支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	羽幌町(総務課)	苫前郡羽幌町南町1番地の1	0164-62-1211
-----	----------	---------------	--------------

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和3年11月30日 時点							
2. 取扱者	数								
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満			
	いつ時点の計数か		13年11月30日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1)基礎項目評 2)基礎項目評 3)基礎項目評	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ』	重点項目評	価書又は全項目評価書におい				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Г	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手)) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ	れている			
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 [〕外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分に行っ 3) 十分に行っ	ている	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	II.1	平成31年1月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	評価書の再実施に伴い、計数 時点を最新のものに更新
令和2年5月1日	II .2	平成31年1月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	評価書の再実施に伴い、計数 時点を最新のものに更新
令和3年3月1日	I .1②	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。羽幌町は、予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①予防接種の実施対象者の把握②予防接種の実施結果の記録	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収及び予防接種情報の管理等に関する事務を行う。羽幌町は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①予防接種の実施対象者の把握、勧奨に関する事務②予防接種の記録に関する事務③予防接種の費用徴収に関する事務④各給付の支給に関する事務	事後	
令和3年3月1日	I .3	番号法第9条第1項 別表第一 10の項	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2 の項	事後	
令和3年3月1日	I .4②	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3の項、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ.1	令和2年3月31日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ.2	令和2年3月31日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月27日	I .1②	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収及び予防接種情報の管理等に関する事務を行う。羽幌町は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握、勧奨に関する事務 ②予防接種の記録に関する事務 ③予防接種の費用徴収に関する事務 ④各給付の支給に関する事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収及び予防接種情報の管理等に関する事務を行う。羽幌町は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①予防接種の実施対象者の把握、勧奨に関する事務②予防接種の記録に関する事務③予防接種の費用徴収に関する事務③予防接種の費制で関する事務⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種素の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年4月27日	I .1③	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバ	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月27日	I .3	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2 の項	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 2の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年4月27日	Ⅱ.1	令和3年1月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年4月27日	Ⅱ.2	令和3年1月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年6月7日	I .42	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3の項、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項	【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第二 16の2項、 16の3項、115の2項 【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第二 16の2項、 17項、18項、19項、115の2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月24日	I .4②	【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第二 16の2項、 16の3項、115の2項 【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第二 16の2項、 17項、18項、19項、115の2項	【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、 16の3項、115の2項 【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2項、 17項、18項、19項、115の2項	事前	令和3年9月1日より適用
令和3年6月24日	Ⅱ.1	令和3年3月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年6月24日	Ⅱ.2	令和3年3月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年8月25日	I .1②	個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特 定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握、勧奨に関す る事務 ②予防接種の記録に関する事務 ③予防接種の費用徴収に関する事務 ④各給付の支給に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務	個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握、勧奨に関する事務 ②予防接種の記録に関する事務 ③予防接種の費用徴収に関する事務 ④各給付の支給に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種寿の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理	事後	
令和3年8月25日	Ⅱ.1	令和3年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	
令和3年8月25日	Ⅱ .2	令和3年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月21日	I .3	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月21日	Ⅱ.1	令和3年7月31日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和3年12月21日	Ⅱ .2	令和3年7月31日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和3年12月21日	IV.5	[〇]提供・移転しない	[]提供・移転しない	事後	
令和3年12月21日	IV.5	※記載なし	十分である	事後	